

## (仮称) 大磯町パートナーシップ宣誓制度の創設について (概要)

### 1 概要

パートナーシップ宣誓制度とは、性的少数者の方々や様々な事情により婚姻制度を利用できずに、悩みや生きづらさを抱えているカップルを対象に、町が2人の関係性を認める制度です。

互いを人生のパートナーとし、共同生活において相互に協力し合うことを約束した2人が、互いを人生のパートナーとして宣誓し、町長がその事実を認め、証明書を交付します。

この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法的な権利や義務が発生するものではありません。しかし、制度を創設することで、性の多様性と様々な家族の在り方を認め、誰もが自分らしく暮らすことができる地域社会の実現を目指すものです。

### 2 定義

#### ・パートナーシップ

互いを人生のパートナーとし、相互の協力によって継続的な共同生活を行うことを約束した2人の関係をいいます。

#### ・宣誓

パートナーシップにある2人が、町長に対し、双方がお互いのパートナーであることを誓うことをいいます。

### 3 対象者の要件

- ・民法第4条に規定する成年に達していること。(令和4年4月以降は満18歳以上)
- ・町内に住所を有していること。またはパートナーの一方が町内に住所を有し、他方が3か月以内に町内への転入を予定していること。
- ・現に婚姻していないこと。
- ・宣誓をしようとする相手以外の者とパートナーシップにないこと。
- ・宣誓をしようとする者同士が民法の規定により婚姻をすることができないとされる者(近親者、養親・養子間)でないこと。

#### 【参考】先行市町で要件が異なる例

- ・事実婚は対象としない。
- ・養親と養子間を認める。
- ・養子縁組の離縁後も制度利用を認めない。

#### 4 期待できる効果

法的な権利や義務の付与はありませんが、本町の町営住宅への入居応募や農業次世代人材投資資金交付制度（※1）の申請が可能となります。

（参考：県営住宅への入居申請が可能になります。）

また、携帯電話会社や生命保険会社のサービス利用が可能になることが期待されます。

この制度導入により、性的少数者や事実婚に対する差別や偏見が解消され、悩みや生きづらさを軽減し、誰もが自分らしく地域で活躍することにつながります。

#### 5 他市町村との協定

制度内容がほぼ同様に制定されている県内自治体と協定を結び、本町に転入する前に交付されたパートナーシップ宣誓証明書を引き続き使用することを可能とします。

また本町から転出した場合にも、本町が交付したパートナーシップ宣誓証明書を転出先で利用することを可能とします。

#### 6 関係する計画等

- ・第5次総合計画前期基本計画
- ・第3次男女共同参画推進プラン

#### 7 創設時期（施行日）

令和4年4月1日（成年年齢に関する民法改正と同時の施行としたい。）

#### 8 県内の状況（令和3年10月1日時点）

令和元年度 横浜市、横須賀市、鎌倉市、小田原市

令和2年度 川崎市、相模原市、逗子市、三浦市、葉山町

令和3年度 藤沢市、茅ヶ崎市、大和市、南足柄市、大井町、松田町

#### 9 その他

- ・制度内容が異なる自治体との協定締結が困難。（例：事実婚対応）
- ・プライバシーに配慮した受付体制の整備。（例：受付時の個室確保など）
- ・協定締結時期が課題。

---

（※1 一部国及び県による制度該当確認を要します。）

## パートナーシップ宣誓制度に関するよくある質問

Q 1 パートナーシップ宣誓制度と婚姻制度は、どう違うのですか？

A 1 婚姻は、民法に定める法律行為であり、相続権や扶養義務など法律上の権利や義務が発生します。

一方、大磯町が行うパートナーシップ宣誓制度は、町が独自で要綱に基づき実施するもので、法律上の効力はありません。また、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

Q 2 法律上の権利や義務が発生しないのに、実施する理由は？

A 2 当事者のお二人が、人生のパートナーとして相互に助け合いながら継続的な共同生活を行うことを約束したお二人の悩みや生きづらさに寄り添い、自分らしく生活することができる地域社会の実現を目指します。

Q 3 宣誓をすることができるのは、同性同士のみですか？

A 3 同性同士だけのパートナーシップ制度では、トランスジェンダーなど戸籍上は「異性」のカップルが利用できないことから、「異性」カップルも対象とします。

性的マイノリティだけではなく、様々な事由により婚姻をしていないことにより、生きづらさを抱えている事実婚のカップルも利用できる制度とします。

Q 4 養子縁組をしています、申請できますか？

A 4 宣誓をされるお二人が、養親と養子の関係にある場合は、宣誓することができません。ただし、養子縁組解消後は、宣誓をすることができます。

Q 5 共同生活を条件としていますが、同居していないと宣誓できないのですか？

A 5 同居しているか、同居の予定があることを前提としています。ただし、転勤や親族の介護・看護などで一時的に同居していない状態となる場合は例外として制度の対象者とします。

Q 6 一方は町内在住を要件とされていますが、転入予定者同士は対象外ですか？

A 6 宣誓する方の一方が町内在住であることを条件とし、また、もう一方も転入を予定されていることが宣誓時の条件となります。自分らしく暮らすことができる地域社会づくりを目指していることから、まずはお二人の内のいずれかが町内在住の方を対象とします。

民法（明治 29 年法律第 89 号）抜粋

第二章 人

第三節 行為能力

（成年）

第四条 年齢二十歳をもって、成年とする。

第四編 親族

第一章 総則

（親族の範囲）

第七百二十五条 次に掲げる者は、親族とする。

一 六親等内の血族

二 配偶者

三 三親等内の姻族

（親等の計算）

第七百二十六条 親等は、親族間の世代数を数えて、これを定める。

2 傍系親族の親等を定めるには、その一人又はその配偶者から同一の祖先にさかのぼり、その祖先から他の一人に下るまでの世代数による。

（縁組による親族関係の発生）

第七百二十七条 養子と養親及びその血族との間においては、養子縁組の日から、血族間におけるのと同じ親族関係を生ずる。

（離婚等による姻族関係の終了）

第七百二十八条 姻族関係は、離婚によって終了する。

2 夫婦の一方が死亡した場合において、生存配偶者が姻族関係を終了させる意思を表示したときも、前項と同様とする。

（離縁による親族関係の終了）

第七百二十九条 養子及びその配偶者並びに養子の直系卑属及びその配偶者と養親及びその血族との親族関係は、離縁によって終了する。

第二章 婚姻

第一節 婚姻の成立

第一款 婚姻の要件

（近親者間の婚姻の禁止）

第七百三十四条 直系血族又は三親等内の傍系血族の間では、婚姻をすることができない。ただし、養子と養方の傍系血族の間では、この限りでない。

2 第八百十七條の九の規定により親族関係が終了した後も、前項と同様とする。

(直系姻族間の婚姻の禁止)

第七百三十五条 直系姻族の間では、婚姻をすることができない。第七百二十八条又は第八百十七条の九の規定により姻族関係が終了した後も、同様とする。

(養親子等間の婚姻の禁止)

第七百三十六条 養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属との間では、第七百二十九条の規定により親族関係が終了した後も、婚姻をすることができない。